

## 発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Adviser の名称】

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

令和 2 年 8 月 11 日

株式会社 S T G

代表取締役社長 佐藤 輝明

大阪府八尾市山賀町六丁目82番地 2

072-928-0212

常務取締役管理本部長 白井 芳弘

宝印刷株式会社

代表取締役社長 堆 誠一郎

東京都豊島区高田三丁目28番 8 号

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

03-3971-3392

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

株式会社 S T G

<https://www.stgroup.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

## 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第1四半期 連結累計期間	第39期 第1四半期 連結累計期間	第38期
会計期間	自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日	自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
売上高 (千円)	603,508	494,178	2,446,387
経常利益 (千円)	38,438	14,847	188,262
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	32,383	12,427	159,545
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	27,757	△30,598	169,306
純資産額 (千円)	684,562	782,937	826,111
総資産額 (千円)	1,849,684	2,142,279	1,887,254
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	42.28	14.82	194.47
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	41.06	14.43	189.23
自己資本比率 (%)	37.0	36.6	43.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、発行者の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は令和元年6月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、第38期第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、新規上場日から第1四半期連結会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

**2 【事業の内容】**

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

**3 【関係会社の状況】**

当第1四半期連結累計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

令和2年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
金属部品鋳造及び加工事業	223 (77)
全社（共通）	12 (0)
合計	235 (77)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当第1四半期連結累計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 当社グループの事業は、金属部品鋳造及び加工事業の单一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。なお、全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 発行者の状況

令和2年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
64(0)	41.4	8.3	3,519,883

セグメントの名称	従業員数（人）
金属部品鋳造及び加工事業	52 (0)
全社（共通）	12 (0)
合計	64 (0)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当第1四半期累計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業は、金属部品鋳造及び加工事業の单一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。なお、全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、様々な国や地域で都市封鎖（ロックダウン）が実施されるなど、減速が続いております。我が国においても、緊急事態宣言に伴う営業活動自粛や個人消費の減少などにより、景気が大幅に悪化しました。

このような状況のもと、国内外の製造業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、工場の操業一時休止、サプライチェーンの混乱及び物流の停滞、さらに世界的な需要の減少により、極めて厳しい状況にありました。

当社グループにおいても、国内では、自動車関連を始めとして、主要顧客の受注が先送り等となり、一部海外工場においては現地政府からの休業命令により、工場を臨時休業したことに伴う損失が発生しております。

一方で、各国政府の経済活性化政策により、国内外で経済活動の再開・拡大が進んでいくことが予想されますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、主力事業であるマグネシウムダイカストの需要を取り込み、海外拠点を中心に、更なる生産体制の増強を図り、今後の事業拡大に努めてまいります。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は494百万円（前年同四半期比18.1%減）、営業利益は25百万円（前年同四半期比22.6%減）、経常利益は14百万円（前年同四半期比61.4%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は12百万円（前年同四半期比61.6%減）となりました。

#### 2【生産、受注及び販売の状況】

##### (1) 生産実績

当社グループは、金属部品鋳造及び加工事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	前年同期比 (%)
金属部品鋳造及び加工事業（千円）	373,352	79.1
合計（千円）	373,352	79.1

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 受注実績

当社グループは、主要顧客から年間予定を受領し、年間計画を作成しております。このため、受注実績の記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当社グループは、金属部品铸造及び加工事業の単一セグメントであり、当第1四半期連結累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	前年同期比 (%)
金属部品铸造及び加工事業 (千円)	494,178	81.9
合計 (千円)	494,178	81.9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合につきましては、第1四半期連結会計期間は、記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

当第1四半期連結累計期間において重要な変更はありません。

#### 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

##### (1) 事業環境に関するリスク

###### ① 市場環境について

当社グループは、各種製品軽量化を主眼においた金属製品鋳造及び加工を行っております。各メーカーにはそれぞれの開発サイクルがあり、特に精密機器メーカーにおける開発予算の圧縮、開発スケジュールの変更やモデルチエンジサイクルの変化等の影響を受ける可能性があります。

###### ② 特定分野への依存について

当社グループは、精密機器分野の受注が多く、複数の顧客と取引を行うことでリスク分散を図っておりますが、感染症等による影響により、当該分野の景気が悪化した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

###### ③ 顧客の財務状況について

当社グループは、顧客について信用調査をした上で取引を行っておりますが、係る調査が効果的ではない可能性があり、事業環境の変化等により、当社の顧客が支払不能、倒産等に陥った場合、係る顧客から売掛債権を回収できず、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

###### ④ 法的規制について

当社グループの事業においては、製造物責任法等の各種法令やガイドライン等による規制を受けております。こうした法令の制定や改正等、当社グループの事業に関する事項が規制を受けた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

###### ⑤ 為替変動について

当社グループは、関係会社を通じて、グローバルに原材料の調達及び製品の供給を行い事業を展開しております。当社グループは連結財務諸表を作成するにあたり、在外子会社の財務諸表を円貨に換算する必要があるため、当該子会社の財務諸表の各項目は、換算時の為替レートの変動の影響を受けます。過去の為替レートと比較し、円高となる場合には、円換算額が表面上減少することになります。

また、為替レートの変動は、外貨建てで取引されている原材料、製品の販売価格等にも影響を与える可能性があります。

###### ⑥ 海外事業展開について

当社グループは、アジアを中心に海外事業展開をしております。海外においては、政治、経済情勢の変化、関税（貿易協定や環太平洋パートナーシップ（TPP）協定）等の国際取引情勢の変化、予期しえない法規制の変更、自然災害、テロ、戦争、伝染病の流行等による社会的又は経済的な混乱、労働賃金のコストアップ、慣習等に起因する予測不可能な事態の発生等、それぞれの国や地域固有のリスクが存在します。係るリスクに関して、当社グループでは仕入先の拡充・販路の拡大等によりリスク分散を行っておりますが、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (2) 事業の運営体制に関するリスク

###### ① 特定経営者への依存について

当社の代表取締役である佐藤輝明は、当社の経営方針や戦略の決定をはじめ、営業、製造技術の各方面の事業推進において重要な役割を果たしており、その決定により当社の事業が左右される可能性があります。当社グループでは、過度に特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループでの業務執行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ② 人材の確保・育成について

当社グループは、事業の拡大に応じて従業員の育成や採用を行っております。しかしながら、当該施策が適時適

切に進行しなかった場合、もしくは業務執行上重要な役割を担う役職者が予期せず退社した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を図る多様な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

④ 特定の仕入先で依存度の高い取引について

当社グループの金属部品鋳造及び加工事業における原材料は、その大半を小野田森村マグネシウム株式会社及び日本マテリアル株式会社から仕入れており、関係は良好であると認識しております。しかしながら、両社との取引が何らかの事情で継続できなくなった場合、一時的な混乱が生じ、事業の効率的な運営に悪影響が生ずる可能性があります。

⑤ 機密保持について

当社グループは、事業の性格上、新製品開発に関する顧客の機密情報を取り扱う機会が多いことから、機密保持を経営上の最重要課題と認識しております。ハードとソフトの両面から総合的な管理を行うとともに、定期的な社内教育の実施により当社グループの機密保持レベルの向上に努めております。しかしながら、不測の事態により、万一、機密情報が外部へ漏洩するようなこととなった場合、当社グループの信用失墜に伴う受注の減少や損害賠償による費用の発生等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 製品の品質について

当社グループは、品質管理活動に継続的に取り組んでおります。また、当社グループの過失により製造物の欠陥が発生した場合に備え、賠償責任保険に加入しております。しかしながら、製造物の欠陥が生じた場合は、損害賠償による多額の費用発生や社会的信用の低下により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑦ 工場の環境整備について

当社グループは、廃棄物削減、地球温暖化や大気汚染防止、有害物質の処理等に関して様々な環境規制の適用を受けております。当社グループは、環境整備活動を重要な方針の一つとして掲げ、工場の環境整備を進めております。しかしながら、自然災害や事故により不測の環境汚染が生じる場合、当社グループが現在稼動させている工場用地等において汚染物質が発見された場合、新たな環境規制の施行によって多額の費用が発生した場合、環境規制を遵守できない場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑧ 工場における火災等について

当社グループは、原材料の保管を厳格に行い、それに起因する火災等の発生を防止する体制を整備しております。しかしながら、取り扱う原材料の特性から火災等が万一発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑨ 工場の安全対策について

当社グループの事業においては、切断用機械等、従業員の作業上、危険を伴う設備を数多く保有しております。従業員の安全を守るために作業上の基準を設けておりますが、不慮の事故等が発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 自然災害、事故災害、感染症等に関するリスク

当社グループでは、主要工場の操業停止の影響を最小限にするため、生産拠点を分散するとともに、全拠点において一定規模の災害を想定して建物、機械装置等の安全性確保、各種防災機器の設置等の施策を講じておりますが、想定を超える大規模な災害や感染症の流行等が発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

#### (4) その他のリスク

##### ① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する役職員の意欲を高めることを目的として、ストックオプション（新株予約権）を発行しております。本発行者情報公表日現在、新株予約権による潜在株式総数は51,000株であり、発行済株式総数838,400株の6.08%に相当します。今後、これらの新株予約権が行使された場合、当社グループの1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

##### ② 配当政策について

当社は、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。今後も、内部留保を積み上げ、将来的な経営成績及び財政状態を勘案しながら、継続的な株主への剩余金の配当を目指していく方針であります。

##### ③ 資金使途について

特定投資家向け取得勧誘による調達資金の使途については、製造設備の拡充等に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する経営環境により当初の計画に沿って資金を充当したとしても、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

##### ④ 固定資産の減損について

当社グループは、工場建物、生産用の機械装置等の固定資産及びソフトウェア資産を保有しております。固定資産の貸借対照表計上額につきましては、当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローの見積りに基づく残存価額の回収可能性を定期的に評価しております。しかしながら、競合やその他の理由によって事業収益性が低下し、当該資産が十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合、減損の認識が必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑤ 担当 J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日現在において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

##### < J-Adviser 契約上の義務 >

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

##### < J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

## ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

## ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（前項第2号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑰その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに關わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第 1 四半期連結累計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、本項に記載した将来や想定に関する事項は、当第 1 四半期連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

将来や想定に関する事項には、不確実性を内在しております、あるいはリスクを含んでいるため、実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

(1) 重要な会計上の見積り及び判断、重要な会計方針

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この四半期連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの四半期連結財務諸表の作成にあたって採用する重要な会計方針については、前事業年度の発行者情報より、重要な変更はありません。内容については、前事業年度の発行者情報「第 6 【経理の状況】【連結財務諸表等】(1) 【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりでありますが、特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において用いられる見積りにより、当社グループの四半期連結財務諸表に大きな影響を及ぼします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による会計上の見積りへの影響については、「第 6 【経理の状況】1 【四半期連結財務諸表】【注記事項】(追加情報)」に記載しております。

#### a. たな卸資産の評価

当社グループは、たな卸資産を取得原価で測定しておりますが、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留するたな卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味売却価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

#### b. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、「税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）」に基づき、認められる額を計上しております。当社グループは、繰延税金資産の計上にあたり、今後の事業計画及び将来減算（加算）一時差異の解消スケジュール等を基にいわゆるタックス・プランニングを検討し、将来の課税所得等の予測を行っております。その結果将来実現が困難と判断される繰延税金資産については、評価性引当額を計上しております。将来の業績及び課税所得実績の変動により、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### c. 固定資産の減損

当社グループは、収益性の低下や時価の下落といった兆候の見られる固定資産につきましては、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて減損処理を実施しております。

将来の収益性の低下や時価の下落等により、これら固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### d. 有価証券の減損

当社グループは、関係強化のための政策投資を目的として株式を保有しております。時価が取得価額に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、合理的な基準に基づく減損処理を行うこととしております。時価のあるものにつきましては期末時価が帳簿価額を50%以上下回った場合に、減損処理を実施しております。また時価の下落が30%超50%以下の場合、過去1年間に一度も30%未満に回復していない株式に限り、期末時価に基づいて減損処理を実施しております。投資先の業績や株式市場の動向によりこれら投資の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### （2）財政状態の分析

#### （資産）

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ247百万円増加し、1,408百万円となりました。これは主に、「現金及び預金」が367百万円増加し、「受取手形及び売掛金」が119百万円減少したことによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ7百万円増加し、733百万円となりました。これは主に、「有形固定資産」が41百万円減少し、「投資その他の資産」が48百万円増加したことによるものであります。

#### （負債）

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ101百万円増加し、996百万円となりました。これは主に、「短期借入金」が109百万円増加したことによるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ196百万円増加し、363百万円となりました。これは主に、「長期借入金」が201百万円増加したことによるものであります。

#### （純資産）

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ43百万円減少し、782百万円となりました。これは主に、「為替換算調整勘定」が43百万円減少したことによるものであります。

### （3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりです。

### （4）キャッシュ・フローの分析

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

#### 第4 【設備の状況】

##### 1 【主要な設備の状況】

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### 2 【設備の新設、除却等の計画】

###### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
発行者	大阪本社 (大阪府 八尾市)	全社 共通	会計システム及 び生産・販売統合 システムの導入	14.6	6.7	自己資金 (注) 3	令和2年 2月	令和3年 3月	(注) 2
在外子 会社	タイ子会社 (タイ・ アユタヤ)	金属部 品鑄造 及び加工	ダイカストマシ ン他周辺機器	81.6	-	タイ子会 社の自己 資金及び 現地借入 金	令和2年 10月	令和2年 10月	生産能 力 10% 増
	タイ子会社 (タイ・ アユタヤ)	金属部 品鑄造 及び加工	ダイカストマシ ン・溶解炉・加工 機・測定システム	123.6	-	タイ子会 社の自己 資金及び 現地借入 金	令和2年 9月	令和2年 12月	生産能 力 15～ 20%増
	中国子会社 (中国 広東省 深圳市)	金属部 品鑄造 及び加工	鋳造機、CNC機械 等の機械装置	78.8	54.2	自己資金 (注) 3	令和元年 9月	令和2年 7月	生産能 力 10～ 15%増

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難であるため、記載を省略しております。

3. 令和元年6月26日の東京証券取引所 TOKYO PRO Marketの上場に際し、調達した資金を充当いたします。

###### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別及 び種類	発行可能株 式総数（株）	未発行株式 数（株）	当第1四半期会 計期間末現在發 行数（株） (令和2年6月 30日)	公表日現在發行 数（株） (令和2年8月 11日)	上場金融商 品取引所名 又は登録認 可金融商品 取引業協会 名	内容
普通株式	3,047,200	2,208,800	838,400	838,400	東京証券取 引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準となる株 式であり、単元 株式数は100株 であります。
計	3,047,200	2,208,800	838,400	838,400	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式51,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成28年4月1日 臨時株主総会及び取締役会決議)

区分	当第1四半期 会計期間末現在 (令和2年6月30日)	公表日の前月末現在 (令和2年7月31日)
新株予約権の数（個）	510	510
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	51,000（注）1、5	51,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,800（注）2、5	1,800（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年4月2日 至 令和8年4月1日	自 平成30年4月2日 至 令和8年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注) 5	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取 得するには、当社取締役会の 承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取 得するには、当社取締役会の 承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場

合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「募集株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年8月10日開催の取締役会決議により、平成30年9月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
令和2年4月1日～ 令和2年6月30日	—	838,400	—	195,062	—	124,475

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和2年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 838,400	8,384	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	838,400	—	—
総株主の議決権	—	8,384	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、第1四半期連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和2年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	560,739	928,448
受取手形及び売掛金	368,319	248,649
電子記録債権	25,512	15,899
製品	60,093	60,794
仕掛品	63,591	67,268
原材料及び貯蔵品	59,086	51,210
その他	23,274	36,260
流動資産合計	1,160,616	1,408,532
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	99,411	96,525
機械装置及び運搬具（純額）	378,108	369,962
土地	16,601	16,601
建設仮勘定	29,643	211
その他（純額）	69,655	68,796
有形固定資産合計	593,419	552,097
無形固定資産	7,493	7,384
投資その他の資産		
投資有価証券	18,578	19,850
差入保証金	15,371	15,257
繰延税金資産	21,884	23,230
その他	69,891	115,927
投資その他の資産合計	125,725	174,264
固定資産合計	726,638	733,747
資産合計	1,887,254	2,142,279

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和2年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	126,758	121,605
短期借入金	392,800	502,085
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	209,398	209,398
未払金	108,448	95,884
未払法人税等	5,503	—
賞与引当金	14,539	2,348
役員賞与引当金	5,475	—
その他	21,514	54,953
<b>流動負債合計</b>	<b>894,436</b>	<b>996,274</b>
<b>固定負債</b>		
社債	10,000	5,000
長期借入金	128,143	329,384
退職給付に係る負債	28,562	28,683
<b>固定負債合計</b>	<b>166,706</b>	<b>363,067</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,061,143</b>	<b>1,359,342</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	195,062	195,062
資本剰余金	124,475	124,475
利益剰余金	475,502	475,353
<b>株主資本合計</b>	<b>795,039</b>	<b>794,891</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	△1,520	△637
為替換算調整勘定	32,591	△11,316
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>31,071</b>	<b>△11,954</b>
<b>純資産合計</b>	<b>826,111</b>	<b>782,937</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,887,254</b>	<b>2,142,279</b>

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)
売上高	603,508	494,178
売上原価	431,926	355,018
売上総利益	171,581	139,159
販売費及び一般管理費	138,274	113,368
営業利益	33,307	25,791
営業外収益		
受取利息	31	231
受取配当金	350	—
為替差益	4,344	—
違約金収入	2,468	—
受取保険金	1,869	—
雇用調整助成金	—	12,502
その他	259	3,788
営業外収益合計	9,323	16,521
営業外費用		
支払利息	4,120	4,443
為替差損	—	12,476
特別休暇関連費用	—	10,488
その他	72	56
営業外費用合計	4,192	27,466
経常利益	38,438	14,847
特別損失		
固定資産除却損	128	55
臨時休業関連損失	—	※ 6,223
特別損失合計	128	6,278
税金等調整前四半期純利益	38,309	8,568
法人税等	5,925	△3,858
四半期純利益	32,383	12,427
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	32,383	12,427

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)
四半期純利益	32,383	12,427
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,286	882
為替換算調整勘定	△2,339	△43,908
その他の包括利益合計	△4,626	△43,025
四半期包括利益	27,757	△30,598
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	27,757	△30,598
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

#### 【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

##### (税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

##### (追加情報)

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社グループにおいては、当第1四半期連結会計期間末時点での入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、令和3年3月期の上半期まで需要が落ち込み、下半期から徐々に回復するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

#### (四半期連結貸借対照表関係)

##### 当座貸越契約

当社及び連結子会社（SANKI EASTERN（THAILAND）COMPANY LIMITED）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行（前連結会計年度は2行）と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和2年6月30日)
当座貸越極度額の総額	150,000千円	378,590千円
借入実行残高	—	228,590
差引額	150,000	150,000

#### (四半期連結損益計算書関係)

##### ※臨時休業関連損失

新型コロナウイルス感染症拡大による現地政府からの休業命令により、連結子会社の工場を臨時休業したことによ伴う、休業期間に係る固定費（人件費・地代家賃・減価償却費等）を計上しております。

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)
減価償却費	22,216千円	26,976千円

#### (株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日）

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,576	15	令和2年3月31日	令和2年6月29日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、金属部品鋳造及び加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成31年 4月 1 日 至 令和元年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 令和 2 年 4月 1 日 至 令和 2 年 6月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	42円28銭	14円82銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	32,383	12,427
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (千円)	32,383	12,427
普通株式の期中平均株式数 (株)	766,009	838,400
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	41円06銭	14円43銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	22,754	22,710
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった 潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動 があったものの概要	—	—

(注) 当社は令和元年 6 月 26 日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場したため、前第 1 四半期連結累計期間における潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益は、新規上場日から第 1 四半期連結会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

**第7 【外国為替相場の推移】**

該当事項はありません。

**第二部【特別情報】**

**第1 【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年8月11日

株式会社S T G  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都 印  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社S T Gの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社S T G及び連結子会社の令和2年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
  - ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
  - ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上